

# 公 告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 16 条の規定により公告する。

令和 8 年 2 月 20 日

広島県知事 横 田 美 香

## 1 調達内容

- (1) 業務名  
広島県庁行政情報コーナー運營業務
- (2) 業務の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで  
（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）
- (4) 履行場所  
広島市中区基町 10 番 52 号  
広島県庁行政情報コーナー（広島県庁南館 1 階）
- (5) 入札方法  
派遣労働者 1 人 1 時間当たりの派遣料金で入札に付する。  
なお、本件は、低入札価格調査制度事務処理要領（以下「要領」という。）による低入札価格調査制度の対象とする。
- (6) 入札書の記載方法等  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額（10 パーセントを加算した結果 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和 6 年広島県告示第 607 号（令和 7 年から令和 9 年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「61H 人材派遣」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク又は I S M S の認証がされていること。
- (6) 広島県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。
- (7) 本件調達に係る業務を第三者に委任又は請け負わせることなく、全て履行できる者であること。

## 3 入札手続等

- (1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法
  - ア 交付場所  
〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号  
広島県総務局総務課情報公開担当（広島県庁南館 1 階）  
電話（082）513-2380（ダイヤルイン）
  - イ 交付期間  
令和 8 年 2 月 20 日（金）から令和 8 年 3 月 3 日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9

時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は広島県ホームページからダウンロードすること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和 8 年 3 月 3 日（火） 午後 5 時

エ 提出方法

持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和 8 年 3 月 5 日（木）までに通知する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時

令和 8 年 3 月 13 日（金） 午後 1 時 30 分

イ 場所

広島市中区基町 10 番 52 号

広島県庁本館地下 1 階 第一入札室

ウ 入札書の提出方法

持参による。電報、郵送等による入札は認めない。

4 落札者の決定方法

(1) 広島県契約規則第 19 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、施行令第 167 条の 9 の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) ただし、上記(1)の落札者となるべき者の入札額が要領により定められた調査基準価格を下回る入札（以下「低価格入札」という。）であったときは、落札者を決定しないで開札を終了する。

(4) 開札終了後、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、当該入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるか否かの調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施する。この場合、無効とされた者を除く最低価格入札者が 2 人以上あるときは、これらの者のうち、くじ引きによって、優先的に低入札価格調査又は落札者の決定を行うものとする。

(5) 調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、当該入札を無効とし、以下、落札者が決定するまで順次、無効とされた者を除く最低価格入札者について、前号の調査を実施する。ただし、当該最低価格入札者の入札額が低価格入札でなかった場合は、その者を落札者とする。

5 低入札価格調査について

(1) 低価格入札者は、自己の費用負担のもとで低入札価格調査に協力しなければならない。

(2) 要領第 7 項第 3 号（同号エの場合を除く。）及び第 4 号に定めた場合のいずれかに該当するときは、低価格入札者は落札者とならない。

(3) 低価格入札者は、落札者として契約を締結する場合、自己の費用負担のもとで、要領第 8 項第 1 号に定める業務開始時調査及び第 9 項第 1 号に定める業務完了後調査に協力

しなければならないこととし、その旨契約書において約定しなければならない。

- (4) 低価格入札者を落札者として契約を締結する場合において、要領第 11 項に定める措置を実施する。

## 6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

- (ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成 19 年 10 月 1 日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者

(ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「61H人材派遣」の資格に限る。)

契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (イ) 低入札価格調査を経て契約を締結する者

契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (ウ) (ア)又は(イ)以外の者

免除

- (3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から、入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合及び要領に規定する調査への協力を求められた場合、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第 21 条各号に該当する入札は、無効とする。

- (5) 契約における特約事項

この入札による契約は、広島県議会における当該契約に係る令和 8 年度歳入歳出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

また、令和 9 年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県はこの契約を解除することができるものとする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 調査協力

入札者は、落札者となった場合において、契約を担当する職員から入札額に係る経費内訳書（一般競争入札事務処理要領別記様式第 4 号の 2 の書式による）の提出を求められたとき及び別記様式第 4 号の 3（労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票）による調査が実施されたとき（再委託を行う場合は再委託先を含む。）は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

- (8) その他

入札説明書による。

## 7 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県総務局総務課情報公開担当（広島県庁南館 1 階総務課分室）

電話（082）513 - 2380（ダイヤルイン） ファクシミリ（050）3156 - 3479

メールアドレス sousoumu@pref.hiroshima.lg.jp